

(四国)

「地域建設業経営強化融資制度」による債権譲渡を承諾している地方公共団体

令和元年10月10日現在

徳島	香川	愛媛	高知
徳島県	香川県	愛媛県	高知県
徳島市	高松市	松山市	高知市
鳴門市	丸亀市	今治市	須崎市
小松島市	坂出市	新居浜市	宿毛市
阿南市	観音寺市	西条市	四万十市
吉野川市	東かがわ市	四国中央市	香南市
阿波市	三豊市	西予市	馬路村
美馬市	綾川町	東温市	本山町
三好市	琴平町	砥部町	土佐町
上勝町	多度津町	愛南町	大川村
那賀町	まんのう町		いの町
美波町			仁淀川町
藍住町			中土佐町
北島町			佐川町
勝浦町			日高村
			黒潮町

※上記は令和元年10月10日現在で当制度による債権譲渡を導入していることが明らかとなっている地方公共団体です。記載以外の地方公共団体については、受注時等に各公共団体の契約窓口にお問い合わせ下さい。

なお、国土交通省直轄工事では全ての事務所で当制度による債権譲渡を認めています。(制度対象外の案件は除く)